



4 佐 総 第 1 7 6 号
令和4年11月21日

佐久市代表監査委員
佐々木 義明 様

佐久市長 柳田 清二



令和3年度決算審査に関する講評意見への措置状況について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和3年度決算審査に対する対応調書（共通事項）

講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
1 据付金、交付金、負担金について 市が支出している補助金、交付金、負担金の事業費の記載欄にいる課が多く見受けられています。補助金、交付金、負担金支付に当たつては、事業内容を確認し、その事務費に相応しい交付額を実定額を踏襲し、支給する事務費総額額度があつても事業内容や事業費総額は確認すべきです。	指摘事項につきましては、改善に向けて全行业的に取り組んでまいります。 補助金、交付金、費用対効果などについて検証を行う中で、行政の責任を明確にし、交付に當たつては、要綱等に基づき交付していきます。 引き続き必要支給事業の現状を把握し、十分に検証を行ってまいります。 べき必要な、令和3年度から実施している行政改革に伴う、交付を漫然と継続する方針の徹底などにより、交付を見直しが図られるよう、斤内周知の徹底を行います。
2 未払金や過誤納金について 公有財産購入費や土地借上料の支出負担行為がなされている中において一部未払いがありました。翌年度以降未払いのままにならないように、確実に引き継がれるよう事務処理方法を統一すべきと想えます。 また、土地借上料において一部無償使用が了解すべきと想えます。税金や料金においても過誤納金の未還付がありました。市全体の未払金や過誤納金の件数及び金額をとりまとめ、全体像を明確にすると感じました。本来支払わなければならない市民の金員でもあります。 担当課において早急に解消すべきと考えます。	未払金の未処理防止対策につきましては、支出負担行為の起票の徹底を各担当課にお願いするとともに、出納整理期間に各担当課において、支払状況を確認していただき、「繩々節執行確認表」を作成し、支払漏れとなつているもののがないかなど、担当課、会計課、双方においてチェック作業を行っております。 今後も引き続き、確認表によるチェックを行い、未払案件等の解消に向け指導を行ってまいります。 過誤納金の未還付防止対策につきましては、調定の起票の徹底を各担当課にお願いするとともに、担当課及び会計課において「決算前未払金一覧表」を作成し、未還付や歳入欠陥となつているもののがないかどうか、チェックを行ってまいります。 市全体の未払金や過誤納金の全体像を把握する部署を定めることにつきましては、まずは、各担当部署において、未払金や未還付とならないことなどが肝要だと考えます。 該当する歳出については「未払一覧表」、また、歳入については「過誤納金未還付一覧表」など担当部署において該当し、件数、金額について詳らかにするとともに、担当者だけではなく、係内、課内で情報共有することにより、遺漏防止や、事務処理の遅延防止が図れるものと想えます。
3 滞納対策について 関係各課	滞納対策につきましては、「佐久市未収金対策本部における対策方針」に基づく対応策を引き続き推進し、今後も次のとおり、自主財源の確保と未収金の縮減に努めてまいります。 督促状や催告書、専任徴収員による訪問徴収や納税の催告を行い、自主納付を促し、現年度分の収納率向上と新規滞納者との縮減に努めるとともに、再三の催告等に応じない滞納者に対して、財産調査を実施し、差押等の滞納処分を実施します。 また、「長野県地方税滞納整理機構」への高額、徵収困難案件の移管、「長野県東信県税事務所」との併任案件微収等、関係機関と連携した滞納解消対策を引き続き推進します。

【公営企業会計】

令和3年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
浅間総合病院事業	<p><u>1 診療費について</u></p> <p>診療費において、未収金徴収に際して延滞金等は徴収していないことの説明であります。公立病院の診療費は私法上の私債権であり、公法上の公債権と同様に私法関係であります。このことから、内容を精査し法令等に即した適正な処理が必要であると考えます。</p> <p>また、未収料等に見せる新型コロナウイルス感染症の影響により経済環境が悪化するなかでも、全体的な収納率が改善していることは収納対策における地道な努力が伺えます。一方で、今後、さらなる収納率の向上に努めてください。</p>	<p>診療費にも私立病院の診療において、「公立病院の診療により私債権とされるべきです。」との判決により私はそのたまに適用されることはなく、地方自治法施行令第171条及び民法第404条、同第419条第1項の適用となるため、督促手数料・延滞金を徴収することができます。このことから、佐久市立国保浅間総合病院料金条例に関する一部改正（案）を、12月議会に提出してまいります。</p> <p>未収金対策は、病院独自の「未収金回収マニュアル」を策定し、各診療窓口と連携を図り、未収患者の情報を共有しながら迅速かつ漏れのない滞納対策を講じるよう努めています。</p> <p>今後、以下について重点的に取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①未収発生後速やかに催告書を送付 ②催告書等に反応がない未収患者に対してはショートメールでの督促 ③専任の未収回収担当者のフレックス勤務による20時までの電話催告及び訪問徵収
下水道事業	<p><u>1 下水道使用料の収納率向上について</u></p> <p>下水道使用料は、民間委託による徴収業務の充実等により、収納率はここ数年改善が続いている。今後は、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及等により、下水道使用料の減収が予想されます。主財源の確保及び負担の公平性の観点から引き続き、より一層収納率向上に努めてください。</p>	<p>下水道使用料の令和3年度収納率につきましては、前年度に引き続き向上しました。今後においても、収納率向上のため、民間委託業者による訪問徵収やコンビニエンスストア等において納付できる催告書の定期発送、財産調査及び差押を予告する催告書の送付等に引き続きます。</p> <p>②催告書等に反応がない未収使用者は財産調査や差押の滞納処分を実施していくきます。</p> <p>③専任の未収回収担当者のフレックス勤務による20時までの電話催告及び訪問徵収を実施してまいります。</p>
下水道事業	<p><u>2 下水道の経営について</u></p> <p>下水道事業は災害復旧開連工事も完了し、今後は施設整備から施設の維持更新へと事業の中心が移行していきます。少子高齢化に伴い下水道使用料の減収が見込まれる中、効率的な事業執行に努め、黒字決算を継続しつつ、使用料の設定の検証し、「佐久市下水道事業経営戦略」に基づくマネジメント計画」や令和3年度に改定した「佐久市下水道事業経営戦略」に基づき、より一層の経営の健全化・効率化による市民サービスの更なる向上に努めてください。</p>	<p>下水道の経営につきましては、令和3年度に「佐久市下水道事業経営戦略」を改定し、使用料の設定の適正性の検証や健全経営を維持してまいります。また、「第2期佐久市下水道施設の統廃合計画」に基づき下水道施設の改築更新を進めると共に、「佐久市下水道ストックマネジメント計画」に基づき施設の改築更新を行います。これらの取組により経営基盤の強化を進め、市民生活のライフラインである下水道事業の持続的で効率的な運営を確保します。</p>

令和3年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
田中学園	<p>1 施設利用者の生活環境整備について</p> <p>令和元年度決算審査で施設の民営化検討を進めているとの説明でしたが、今回の経過報告では定管理制度導入やグループ市場調査を実施した事業者が、「個別課題が浮き彫りとなり、参加しながらは前向きな意見を見出すこと」が得られたと述べています。今後も市直営とする施設交換を継続していくとの説明がありましたが、市直営となることでありますや事務室だけではなく、全入居者室への早急な空調設備設置等、利用者の生活環境整備が必要であると考えます。</p>	<p>生活環境整備につきましては、利用者の特性に応じて対応しております。日中の大半を過ごしている方、作業室、食堂など共用スペースには、空調設備が必要な方、体温調節が不安定な方、不穏な方、不快感があります。また、各居室には扇風機が設置されており、網戸も整備して夜間帯の温度調節への対応もしております。中には、長時間の空調に適応できず、スペース外へ移動してしまう方もおり、利用者の個々に適した生活環境と安全で安心な生活を過ごすことができるように努めています。</p>
教育施設課	<p>1 学校の修繕対応について</p> <p>落雷により破損した校庭の時計に関する修繕と保険対応について、昨年度の定期監査で指摘した所ではあつたが、対応の経過は見られるものの、代替品をつける対応については今回の指摘後であり、現在まで修繕が完了していません。その他にも漏水等早急な対応が求められる案件が見られました。適時対応など管理体制の見直しが必要であると考えます。</p>	<p>学校の修繕対応については、まずは児童・生徒の安全を第一に、利便性や経済性についても考慮して実施します。また、水回りや電気設備などで早急な対応が求められる事案につきましては、できる限り早く、的確な対応に努めてまいります。</p> <p>【文化振興課】</p> <p>近代美術館は、受付にて、開催中の展覧会に限連する図録、絵葉書等の物品を販売しています。これらは、販売のために陳列し、その他の在庫を保管し、2~3ヶ月毎の展示替に併せて年5回程度、在庫数の確認をしていました。それに加え現在は、陳列する種類を20~40種類に限定し、陳列数も1種類に抑えています。種類や枚数を抑えることで、開館中の管理や毎日の枚数確認作業を確実にできます。今後、年5回程度の在庫数確認後に、事務長が在庫記録帳票の確認を行います。</p> <p>【美術館】</p> <p>近代美術館は、受付にて、開催中の展覧会に限連する図録、絵葉書等の物品を販売しています。これらは、販売のために陳列し、その他の在庫を保管し、2~3ヶ月毎の展示替に併せて年5回程度、在庫数の確認をしていました。それに加え現在は、陳列する種類を20~40種類に抑えて、開館前に部数を確認しています。開館日は開館前に部数を確認します。</p>